

防災・県土強靱化対策特別委員会記録

開催日時 平成30年6月14日(木) 13:03~14:04

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

小林 照代 委員長

猪奥 美里 副委員長

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

奥山 博康 委員

粒谷 友示 委員

小泉 米造 委員

欠席委員 1名

梶川 虔二 委員

出席理事者 上田 危機管理監

山田 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 6月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○小林委員長 ただいまの説明、または、その他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○川田委員 急傾斜地のところでお聞きしたいのですが、負担率が10分の2、10分の1、20分の1とあるのですけれども、市町村によって負担率が違うのですか。

○加藤県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱)

今ご指摘がございましたように、負担率は20%の場合と10%の場合と5%の場合がございます。20%の場合というのは、あまり崖高が高くない場合、10%の場合というのは公共の施設等がある場合、長大斜面に病院などの施設がある場合には5%に減じられるということで、対象箇所によって状況は違うのですが、受益者の負担が20%であったり、1割であったり、5分であったりということです。

○川田委員 香芝市のことしか知らないのですが、条例をつくっているのです。負担額の半分は、市民の方にご負担いただき半分以上を市が持つという形でやっているのです。どこの市でも条例は制定されているのですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

全市町村ではございません。急傾斜の危険のある場所は39のうち21の市町村だったと思うのですが、その中でも全額負担する市町村もございます。そういうところは、条例は制定されておきませんが、住民の方から幾ばくかの負担をいただくところに関しましては、それぞれの市町村において条例が策定されており、一部について、それぞれで率や費用は変わると聞いております。

○川田委員 何回か審議させていただいていたのですが、法律では、県で条例を定めなさいとなっています。奈良県は地方財政法第27条で徴収しているという回答が、今まで平行線であるのです。ここ最近であれば、大阪府で条例が制定されて、統一されてやっています。急傾斜地崩壊は、もちろん県の事業だと思っておりますけれども、これを公共的なものであれば地方財政法によって市が負担するのはいいかもしれないですけれども、場所によって違いますから、限定はできないと思っておりますけれども、県の条例でやるべきではないかと前から言っているのです。急傾斜地法は、単独でつくられた、特別法的な法律です。だから、特別法優先の原理があるではないですか。けれども、県は、以前からの基本法的な地方財政法第27条で取り組んでおられると。これはやはり急傾斜地法に基づいて、県の条例で負担金を徴収していくべきではないかと以前から言っていたし、今後研究していきますというご回答だったと思うのですけれども、そのあたりの研究はどの程度進まれたか教えていただけますか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

この議題については、以前よりいろいろと話を頂戴しております。その中でも、平成29年2月の段階で、県土マネジメント部から川田委員に、今の対応について法的には問題はないと回答させていただいております。

また、地方財政法によって対応すれば、受益者の費用負担の割合を、その市町村の状況、地形や地質、また人口の状況等によって対応できることとなりますが、急傾斜地法に基づく、画一的に受益者負担を決めなければいけない状況にもなり、全国で、急傾斜地法に基づいての負担金を徴収しているのは、大阪府のみでございます。ほかのところは地方財政法に基づく対応が、ほぼ9割という状況で、奈良県もそれに準じてその地域地域の情勢

に合わせた対応でやっておりますし、今のところはこの対応を続けてまいりたいと考えているところでございます。

ちなみに、大阪府については、3年ほど前から、急傾斜地法に基づく受益者負担ということで、土地の所有者に負担金を求めているという話でございましたが、その以前は、受益者の負担金自体を全て大阪府が負担していたという状況が、法律が制定された昭和44年からずっと続いていたということです。

奈良県におきましては、地方財政法に基づき、場合によっては市町村が負担する場合がございますが、一般の方にも一部ご負担をいただきながら事業を実施しているということでご理解をいただければというところでございます。

○川田委員 大阪府以外は、全部地方財政法第27条によってお金を徴収しているということですが、それでは答えになっていないでしょう。法律には条例で定めなければならないと明確に書いてあるのです。だから、特別法優先の原理ではないのですかと前からお聞きしているのですが、それに対しての明確な回答が今までないのです。なぜ特別法優先の原理なのに、特別法に沿ってやっていないのか。条例の定め方で、細かいところまでは規定されていないわけですから、それは条例の書き方によって、地域に沿った負担金のとり方も、知恵が使える部分だと思いますのでいかがですかと聞いていたのですけれども、明快な回答をいただけていないというのが今の状況です。明快なお答えをいただきたいのですけれども。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

平成29年2月の回答の中で、今の対応で問題はないとお話しさせていただいておりますが、それも含めて、もう一度精査させていただいて、足りない部分があれば、回答させていただきたいと思っております。

○川田委員 よろしく申し上げます。近々に、そのあたりも教えていただければと思います。

それと、繰越明許の1ページですけれども、農林水産費のため池等防災対策推進事業は、今、計画的にはどのようになっているのですか。平成30年度は、どれぐらいの箇所、どれぐらいの規模で、どれぐらいのお金をかけてやるのか、概要だけで結構ですので、ご説明をお願いできますか。

○小林農村振興課長 ため池の安全性の確保ということで、本県におきましては、平成25年度から受益面積が0.5ヘクタール以上のため池を対象に、一斉に点検調査を実施し

て、堤体の崩れなど目視点検、洪水吐や取水施設の確認、人家、道路など下流の状況確認を行っております。その中で堤高10メートル以上、または貯水量10万トンの、規模の大きなため池とともに、下流に人家や公共施設があり、万一決壊した場合、下流に影響があると市町村が判断したため池を防災重点ため池と位置づけて、重点的に対策を講じるものとしております。その中で、調査によりまして改修が必要なため池を優先いたしまして、改修計画を立てているところでございます。以上です。

○川田委員 その計画の平成30年度の内容を教えてください。

○小林農村振興課長 本年度につきましては、葛城市で、1箇所ため池の改修の計画をしております。

○川田委員 わかりました。

レッドゾーンの調査を進めていくという答弁をいただいていたと思うのです。問題点としては、全てのところをやっていけば、莫大な費用にもなるので、そこは調査と検討を重ねた上で、早く調査を進めていこうと、たしかこのようなご答弁だったと思うのです。その後の進展状況について、教えてください。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

土砂災害防止法に基づき、土石流や崖崩れが来る最大範囲がイエローゾーンです。その中で、土砂等が流れてきたときに、木造の家屋であれば壊れるであろうという場所をレッドゾーンとして指定をするという形で調査をかけているところでございます。

奈良県におきましては、まず先にイエローゾーンの範囲を確定させましょうということで、今、約1万1,000近くの箇所についての指定を完了しております。平成28年、29年、30年度の3カ年にかけて、約10億円ずつのお金をご承認いただいた中で、レッドゾーンの調査、指定を行っているところでございます。レッドゾーンの指定につきましては、今、3,700箇所程度について、指定が終わっているところでございますが、平成26年の広島県の土砂災害のときに、調査が終わっていたにも関わらず公表がされていなかったということもございまして、それ以降は、調査が終わった段階で、直ちに公表しなさいという形になっております。平成30年6月15日の段階で公表の箇所数は5,855箇所になっております。また2,100箇所ぐらいは今年度の調査をしていかないといけない箇所もございます。平成31年度の指定完了に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○川田委員 確認ですが、現在で5,855箇所がレッドゾーンの調査の結果であるとい

う解釈でよろしいですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

大きさがいろいろでございますが、箇所数とすればそういうことです。

○川田委員 かなり多い数だと思うのですが、まだ調査が終わっていないということで、この数字はまだふえるということですが、5, 855箇所のレッドゾーンを何かの対策をしていかないといけないですが、試算ではどれぐらいの額が出ていますか。調査が終わっているところだけで結構です。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

土砂災害防止法は、どういう場所が危ないのかを住民の方々に周知を図って、そういう場所からいち早く逃げていただくのが、法律の趣旨になってございます。そういう意味では、レッドゾーンになったことをもって、その場所について対策を、直ちに実施することにはなっておりませんので、そのことに対しての試算は持ち合わせていません。ただ、そういうレッドゾーンに対してどのような対策が必要なのかは、非常に重要なデータだと思っておりますので、どのように活用できるかは検討してまいりたいと考えております。

○川田委員 5, 855箇所あるレッドゾーンの中で、要配慮者利用の対象となる場所は何箇所ぐらいあるのですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

手元に今、詳細な資料を持っておりませんので、また後日、お示ししたいと思います。

○川田委員 前も加藤県土マネジメント部次長と話をしていたときもあったと思うのですが、砂防施設をつくったり、全部やっていくとなると、お金がいくらあっても足りないので、できれば、危険な場所とわかったのだから、少しでも移動していただくのが一番いいと思うのですが、そういった試みはされていないのですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

奈良県におきましては、今ご指摘のあったような条例をつくってございまして、また建築安全推進課から補助金を出して、移転や建物の補強、木造であれば壊れてしまうこともございますので、山側の1階部分に対してコンクリート等を補強する等の補助金を出す制度はつくってございます。ただ、それを使うに当たっては、市町村で条例を作っていないといけない状態で、まだ進んでいない状況でございます。そういうことに関しても、砂防・災害対策課としても進めてまいりたいと考えているところでございます。

○川田委員 市町村の協力も当然要ると思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思

います。

細かいことは個別に聞かせてもらいます。

それと、毎度聞いているのですけれども、砂防指定地台帳及び附図の整備状況を教えてくださいいただけますか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

砂防指定地台帳につきましては、いろいろとご指摘をいただいているところでございます。

この砂防指定地台帳及び附図の整備に当たりましては、県で持っております、通称アクセス地番一覧という地番のデータベースと、市町村で作成していた市町村地番図が、2つそろえば非常にスムーズに進む、また逆にそれがないと進まないという状況があらうかと思っております。昨年度、全体の整備に20年程度かかると申し上げたと思いますが、その後、モデル的にいろいろと試行錯誤した中では、もう少し早目にできるのではないかと思われ、現在精査をしている状況でございます。

アクセス地番のデータと市町村の地番が両方そろっていて、うまく整合性のある場所、大体400箇所弱については、早くできるのではないかと思っております。また、500強ぐらいの一部、一致しないところに関しましては、数年程度かかるのではないかと考えています。ただ、これは、県が持っているデータと市町村地番図が両方ともそろっている場合で、どちらかが欠けているような場合になると、チェックをしていく、またデータとして整理をするのは非常に難しいところでございます。

奈良女子大学のデータも使えないのかというご指摘もいただいております。一部使えるところがあるかどうかも含めまして、検討しているところでございますが、できるところはなるべく進めていきたいと思っているところでございます。予算や人員の関係もあり、全体を同時並行に進めていければ、5年や7年でできることもあらうかと思っておりますが、現時点ではまだスタートラインに立ったところでございますので、またこれから課題が出てきたときには、時間がかかる部分も出てくるかと思われるので、工程の見直し等を今、行っているところでございます。今年度は、200字程度についての整備を行っていききたいと思っております。また、指定地の使命を終えた場所については、指定地の解除もしていきたいと思っております。昨年度、一昨年度のもので16字程度やっておりますので、今年度も同じぐらいの数の指定地の解除を進めていきたいと思っているところでございます。

○川田委員 前にお聞きしてから、どれぐらい進んだかを今お聞きしていたのですけれど

も、いつも聞くたびに何年という話が出て、微妙に変わっているような感じがするのですが、市町村の地番図がなければつukれないのは以前からわかっていた話ですし、県が持っているデータも、台帳は全部開示請求をかけて取りましたけれど、非常に古い、何年も前のデータで、それがよくないということだったのです。だから、きちんとしたものをつくりましょうということだったのです。何回も代表質問でもやっていますし、一般質問でもやっていますし、もう2年ぐらいやっています。それから具体的にどれだけ進んだのですかというところになると、いつも回答が微妙に変わるというところがありまして、本当に取り組んでおられるのかどうか、疑義が発生してしまうということなのです。

一番最初の答弁では、すぐに予算をつけて取り組みますと言って、予算も確かつけられたと思うのです。その後、実際にそれだけの予算がかかるのですかという議論はあったのですが、具体的にどれだけ進んだかはわからないし、リースしていたパソコンも返されているとか聞きましたから、ないのにどうやって作るのかという疑義もあるのです。もう2年ぐらいたっているのですから進んでいるのが当たり前で、それを具体的に示していただけないですか。何がどれだけ進んだのかを、図か何か作って、示していただけないですか。また3カ月後ですかね、毎回聞いていこうと思ってるのですが、この間、山田県土マネジメント部長にも非常によいご答弁をいただいた記憶があるのですが、難しい部分とできる部分を分けてやっていきたいと思いますということでしたので、その内容を示していただけないですか。

○山田県土マネジメント部長 今、ご質問があったとおりでございます。私ができる部分とできない部分がありますと申し上げました。

今、加藤県土マネジメント部次長が細かく説明し過ぎたので、全体概要がおわかりにならなかったかもしれません。簡単に申しますと、全部で1,300箇所ほどあり、今、作業して、もうすぐに確定できる数は10箇所か20箇所ですが、今、言われているのは見通しだと思っております。資料がそろっていれば、それなりに早くできます。1,300箇所のうち400箇所ぐらいは、必要な資料がそろっているので、通常でやれば2～3年でできるだろうと。これが私が申し上げた、早くできる場所です。逆に、残りの900箇所なり、1,000箇所の資料がないところはご提案いただいた奈良女子大学の資料を使うなりして、おくれることなくやっていきたいのですが、どうしても2～3年というわけにはいかず、5～7年かかると加藤県土マネジメント部次長は言ったのです。いろいろ言いましたが、並行してやれば5～7年で終わりますが、直立的にやれ

ば2～3年足す5から7年になるので、そこの工夫を見直させてくださいと、申し上げているところがございます。早くできる部分は2～3年でやらせていただいて、400箇所ほどはめどがつくという状況でございます。

○川田委員 資料がそろっているもので2年～3年とおっしゃいますけれど、それほどかからないです。実際にGISを使って、専門家ではないから手伝ってもらいましたけれど、奈良市だけの砂防指定地は1週間ぐらいでできました。前回代表質問でもそのパネルは使わせてもらったのですが、グーグルマップの上に載せました。自分でやってみて、それぐらいの単位ででき、そういう感想を持ってるので。地番図をもらってきてやっているわけですが、奈良女子大学のデータはオープンになっていますから、そういったものを利用しながらやったのです。だから、5年とか7年とか、2年とか3年とか言われてもなぜそれだけかかるのか。どうしても資料のそろわないところももちろんあると思います。そこは打ち替えするか何かしないと仕方ないではないですか。地番図はどこの市町村もお持ちなので、この2年とか3年と言われているその期間の提示に問題あると思うのです。山田県土マネジメント部長はもう報告が上がってきて、受け取っておられると思うのですが、GISの機械もリース契約が切れて、もう返されたということで、GISがなかったらいくら資料があっても作れないですよ。GISを使うからできるわけで山田県土マネジメント部長、何回もやっている問題ですので、いつまでも堂々めぐりをしていても、何の生産性もないと思います。ぜひとも、お金はそんなにかかるものではないと思いますので、もう一回精査し直していただきまして、私が言っていることが、そんなに早くできるのかと言われるけれども、実際にGISを使う方が聞いたら、それは多分同じ回答だと思います。そのあたり調査いただいて、ご回答いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○山田県土マネジメント部長 資料がそろっていて、すぐにできるところは、川田委員がおっしゃるようにできるということを調べて、次回ご説明させていただければと思います。

○川田委員 3カ月後の委員会まで待っていたら長くなるので、できたら途中でご報告いただければと思います。

こちらでも実際やってみて、経験しているので、それはおかしいだろうという話になるかもしれないです。早くやってしまったら楽ですから、要らぬご負担をかけることはないと思いますので、その点よろしく願いをしておきます。この件はもうこれで結構です。

次が、月ヶ瀬の件ですが、ゴールデンウィークぐらいに、月ヶ瀬に行ってきたのです。所有されている方がいらっしゃいますから、無断では入れないので、遠目からしか見てい

ないのですけれども、非常に真っ白な、盛り土がされているのです。望遠を使って見てみたのですけれども、かなり色が白い土で、周りの農家の方もいらっしやいまして、土が崩れてきたと怒っておられたのです。所有者は京都の方でした。こういう土を入れてもらったら、田んぼも周りがあるので、流れてきて濁った水が出てくると。県には苦情入れているけれども、全然対応してくれないと。土砂も崩れて田んぼの中にも落ちているけれども、その対応もしていただけなかったと。田植えも始まるので、現実には自分で土をどかして、直したと、お怒りになってたのですけれども、その土を見ても白っぽい色なのです。この間、テレビで見たのですけれども、調査に行かれて、その結果、セメントを混入した土を入れているので、強度に関しては問題がないという旨の説明が、ニュースでやっていたような記憶があるのです。

ゴールデンウイーク以降で結構ですから、その間、どういった調査をやられて、どういう経緯になってるのか、そのあたりのご説明をいただけないですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

今月ヶ瀬に入ってる土砂に関して白く見えるというのは、そのとおりでございます。

そこに入ってる土砂自体につきましては、先ほどありましたセメントを、一部まぜ込んでいるということで、それは盛り土材のかたさを高めるためということもございまして、そのような形になっております。それに関しましては、土砂の搬入元から、土壌の含有量試験や、土壌の溶出量試験の結果の資料も出ておりまして、環境基準上、問題がないとなっております。平成28年度は2カ月に1回程度、受けております。平成29年度につきましては、残念ながら余り土砂が入っておりませんでしたので、提出されておりましたが、平成30年4月からは、また新たに土砂が入っています。同じように、土砂の試験結果を出してくださいと土砂を入れている業者に依頼をかけているというのが、今の実態でございます。

あと、もう1点、砂防指定地から土砂の崩壊があったのではないかとのご指摘がございました。

現地に関しては、週に約4回、県の職員や民間パトロールも含めて、現地を確認しております。その中で、最近でいいますと、5月18日にご指摘も一部からあったものですが、確認はさせていただきましたが、田畑に入っているのかどうかの確認はできていないところでございます。確かに、一部斜面の下のほうが崩れているのは、確認はできましたが、今の状況では、公共事業を実施する基準に当たるような崩壊ではないということもご

ございますので、私どもとして対応できる状況ではないと考えているところでございます。

ただ、住民の方からご意見があったことに関しましては、どのような状況だったのか、確認をさせていただきたいと思っております。

○川田委員 セメントが混じったということですが、そういう土を入れても別に問題ないのですか。土の法律は緩いですが、それは問題ないのですか。再生土か何かを購入されて入れられているのですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

今ご指摘がありましたとおり、入っている土の大もとになるものは、「奈良県のリサイクル製品認定制度」を受けているリサイクル製品で、奈良県で生産されたものであるとか、問題がないという認定を受けている会社からの土でございます。それに対して、またセメントが混ぜられているところでございますが、その混ぜられた状態のものが問題ないかどうかの試験結果も先ほどのようにいただいております。以上でございます。

○川田委員 製品として売っている土を買って入れているのですか。それとも、自分でセメントを入れているのですか。製品として処理されている土、セメントがそこに混じっている場合もあるでしょうけれど、そういうものを購入されて、ここに入れられているということですか。県も砂防指定地違反行為で是正命令を出している場所ではないのですか。だから、県も施工主的な責任はありますよね。だから、その土は、どこから持ってきたのかとか、購入先とか全部わかるわけですか。それは、県は確認されているということですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

今手元にそこまでの資料はございませんが、リサイクル制度にのっとってつくられた土砂に、セメントを混ぜたものが入っているという認識はしておりました。そこについて、大もとまでたどっているかということ、そこまでの資料は、今ございませんので、確認をしてご提出をさせていただきたいと思っております。

○川田委員 お願いだけしておきたいのが、販売されているものであれば、中間処理で、薬品等を使って処理されます。製品となって販売されているものであれば、今言ったリサイクルの基準にかかって安全だと言えると思うのですが、そこは調べないとわからないし、あれだけどどん土を入れて、後で問題があるということになったら、取り返しのつかないことにもなりますし、県が是正命令を打って、計画書も提出させて、施工主的な責任は県にもあるわけですから、その点について、確認等はきちんとやっていかないと、私も現地に行ってみて、歩いて回ったのですが、ほとんど周りは茶畑や田んぼで、非

常に美しい場所ではないですか。聞くと、ああいった土が混入されていて安全なものかどうかは別にして、皆さんよく思っておられないような意見を、何件か聞きましたので、そのあたりは説明の義務があると思うのです。だから、お願いしたいのが、土の種類とどこから買っているかということです。製品となって販売されているものはそれなりの値段がしているはずですから、調査いただけないですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

先ほど申し上げたように、確認してご報告させていただきます。

○川田委員 では、至急よろしくお願ひしたいと思います。

土地の所有者が変わられたとかはないですか。前のままでよろしいですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

一部の土地に関して所有者が変わったという情報は得ております。

○川田委員 所有者が変わられたら、前にも加藤県土マネジメント部次長とご議論させていただいたのですけれども、法的には穴かという話がありました。行為者でない者に、継承する規定がないのですがそのあたりほどのように県は指導されていくのですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

所有者が変わったところに関しましても、もともと切土をした会社が、民民にはなりますが、その部分の土地についても、是正計画に基づいた形の土砂を入れる責任を有しておりますので、そこについてやっていただくように、県からは指導していく形になります。

○川田委員 ということは、元の行為者であった会社に今後も指導を続けていかれるという解釈でよろしいでしょうか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

そのとおりでございます。

○川田委員 わかりました。

月ヶ瀬の件に関しましては、速やかに教えていただければと思います。

それと、最後ですけれど、奈良県地域防災計画の各課のアクションプランについて、できてないところもあり何も書いてないところはまだできてないと説明も受けていたのですが、それに関して、今、進捗状況はどのような状態か教えていただけますか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 奈良県地域防災計画は平成30

0年3月に見直しをいたしまして、その過程におきまして、各課とも調整をして、役割であるとか、内容を確認して、つくったわけでございます。

各課で実際業務を行うわけですが、マニュアルがあるところ、ないところがございます。それぞれの業務については、各課にお願いをしてやっていただいているわけですが、マニュアルがあるからできる、ないからできないということでもないと考えております。マニュアルがあっても、運用できる体制ができていないとだめだし、逆にマニュアルがなくても、しっかり体制ができていればできるというところがあります。現在、中身をしっかり確認はできておりませんが、私もしないといけないと考えておまして、マニュアルの必要か要かというところと、それを実際行える体制ができていくかどうかを、防災統括室で確認をする作業を進めさせていただくところがございます。まだ、現時点で確認はできておりませんが、全庁を挙げて、いざというときにできる体制になっているかどうか、しっかり確認したいと考えております。

○川田委員 確認作業は、非常に大切だと思います。確認をなさって、埋めるところ、削るところとか出てくると思うのですけれど、10年ぐらい前からアクションプランをつくり始めて、長い年月がかかって、どれぐらいできているかを聞いて、確認していったら抜けているところもかなり多くありました。設計図をどれだけつくったかは大切な部分ですが、問題は、今おっしゃったように、実際にそういった場面になったときにどれだけ機能するのか。目的は、被害をいかに少なくするかということと、復興に向けていかに迅速に動いて、もとの状態に早く戻すか、この2点が一番重要な問題だと思うのです。

それに対して、例えば行政機関がフルに、目的に向かって、そのときに動けるかどうか、今現在、国の防災計画の中で求められている本旨の部分だと思うのです。だから、準備をしっかりとっておけば、迅速に動けるでしょうけれど、何か起こってから、いや、どうしたらいいのだと。防災の勉強をしていたときも、昔の行政は感覚や度胸だけでやっていたとよく聞きまして、これからの時代はそれではだめだよと。ぜひ、早く確認をしていただいて、できてない部署をぜひともこの場で公表していただきたい。僕らも決算審査特別委員会、予算審査特別委員会でも直接聞くことも可能でしょうから、もう一回確認をして、お知らせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 早急に確認をさせていただきたいと思います。

○小林農村振興課長 先ほど川田委員から、平成30年度のため池の整備につきましてご質問いただいたところ、葛城市の1地区とお答えしたのですが、平成30年度の整備計画につきましては、葛城市と生駒市で1地区ずつ行いますので、2箇所の実施予定と

いうことで訂正させていただきます。どうも申しわけありません。

○小林委員長 それでは、他にございませんか。

ほかになければ、これで質問を終わります。

一言ご挨拶を申し上げます。

当委員会は、引き続き調査並びに審査を行ってまいります。特別委員会の設置等に関する申し合わせにより、正副委員長の任期が1年となっております。特別な事情が生じない限り、本日の委員会をもって最終になると思います。

昨年の7月の委員会設置以来、委員各位には、当委員会所管事項であります防災力向上及び県土の強靱化に関することにつきまして、終始熱心にご審議をいただきました。また、理事者の皆様におかれましては、種々の問題について積極的な取組をしていただきました。

おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを委員各位及び理事者の皆様に深く感謝を申し上げ、簡単でございますが、正副委員長のお礼と挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、理事者の方のご退席願います。

それでは、ただいまから、本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思います。

委員間討議もインターネット中継行っておりますので、マイクを使って発言を願います。

6月定例会閉会日に行います当委員会の中間報告案と、参考にこれまでの委員会で各委員からいただきました意見などを整理した資料をお手元に配付いたしております。

この中間報告案について、各委員の皆様事前にご一読をお願いしておりますが、ご意見がございましたら、発言をお願いいたします。

ご意見はございませんか。

○川田委員 小林委員長、これは前回の分までですか。できれば、急傾斜地法を精査するということはおっしゃっていたし、月ヶ瀬の土の調査もぜひとも委員長の中間報告の中に入れていただければと希望します。

○小林委員長 今日の質問につきましては、最終報告の中に入れていくということで進めたいと思います。2月までの分で中間報告とさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

他にご意見等ございませんか。

委員会の中間報告については異議なしのようですので、それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもって本日の委員会を終わります。どうもありがとうございました。